

新たな防火規制 富士見台駅南側地区

告示・施行

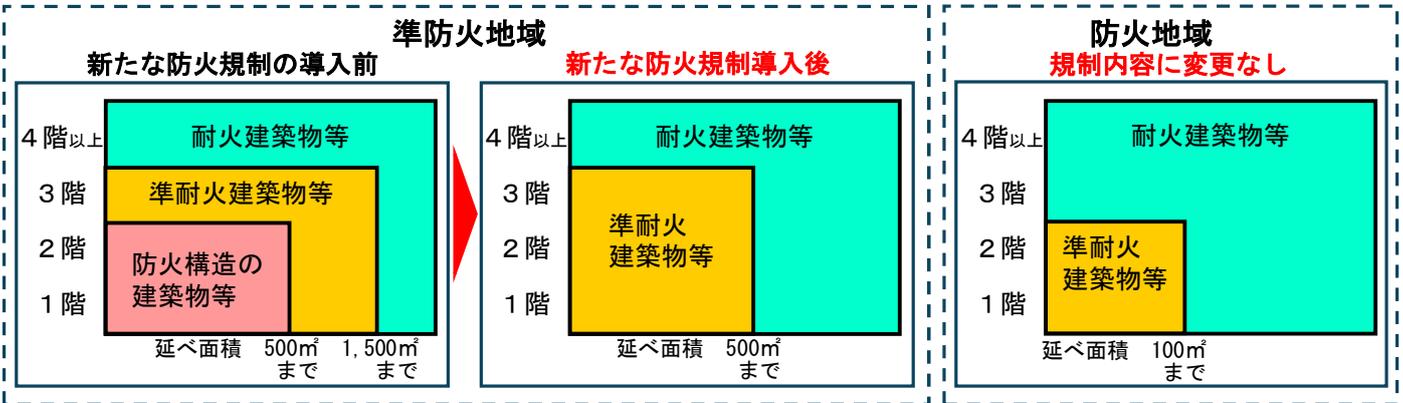
告示 令和4年6月30日 東京都告示第992号

施行 令和4年7月1日

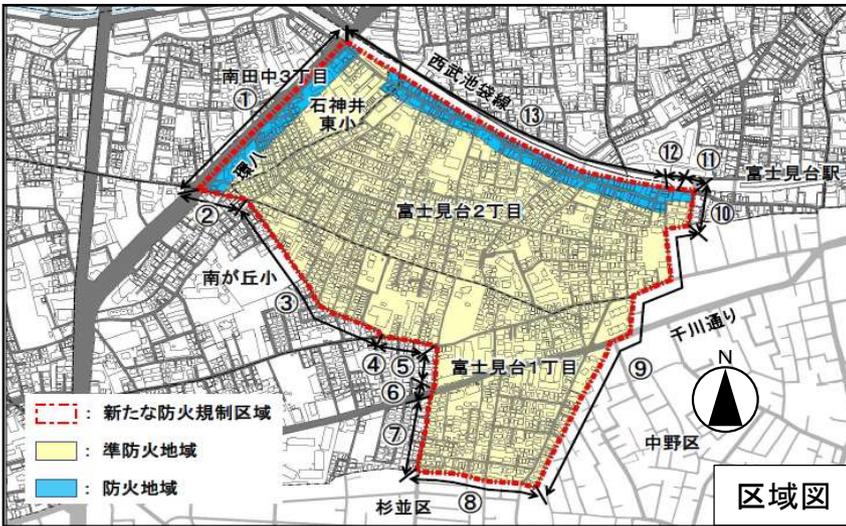
※この規制は、建築行為（工事着手）を行う際に適用されます。

新たな防火規制とは

新たな防火規制とは、建替えや新築等に合わせて、燃えにくい建物の割合を増やし、地区全体の不燃性を向上させるためのルールです。区域図に示した準防火地域においては、原則として、準耐火建築物以上の耐火性能をもった建物（準耐火建築物等または耐火建築物等）とすることが求められます。防火地域については、規制内容に変更はありません。



※建築物の規制の内容については、建築審査課までお問合せください。



図の番号	境界線の種類	備考
①	道路の中心線	主要地方道311号線
②	道路の中心線	練馬主要区道36号線
③	道路の中心線	練馬一般区道11-191号線
④	道路の中心線	練馬主要区道82号線
⑤	道路の中心線	練馬一般区道11-257号線
⑥	見通し線	特別道准准名町上石神井線
⑦	道路の中心線	練馬一般区道11-267号線
⑧	行政境界	杉並区
⑨	行政境界	中野区
⑩	道路の中心	私道（建築基準法第42条第1項第3号道路）
⑪	道路の中心	練馬主要区道35号線
⑫	見通し線	町丁目境（貴井三丁目）
⑬	都市高速鉄道南端	都市高速鉄道西武池袋線

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を背景図として使用して作成したものである。(承認番号)令和3年4月30日 3都市基交第17号
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1都市施設情報(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 令和3年11月22日 3都市基交第227号

建物の除却・建替え助成制度

昭和56年(1981年)5月以前の構造基準(旧耐震基準)で建築された耐震性が不足している建物に対して、建替え工事費用、除却工事費用の助成制度がありますので、ぜひご活用ください。

※諸条件がありますので、詳細については防災まちづくり課耐震化促進係へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 練馬区 都市整備部／建築・開発担当部

新たな防火規制区域の指定について：防災まちづくり課
 建物の除却・建替え助成制度について：防災まちづくり課
 新たな防火規制の内容について：建築審査課

防災まちづくり担当係 TEL：03-5984-1303 (直通)
 耐震化促進係 TEL：03-5984-1938 (直通)
 建築審査第一係 TEL：03-5984-1299 (直通)
 建築審査第二係 TEL：03-5984-1281 (直通)